

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A所在のB大学（以下「事業場」という。）に雇用され、○年○月○日にC課に異動し、事務を担当していた。

なお、被災者は、○年○月○日、同課課長補佐に昇進した。

2 被災者は、○年○月○日午後○時○分、事業場学舎○階から投身して、同学舎前の植込みに倒れているのを発見され、D医療機関に搬送されたが、同日午後○時○分、死亡した。

3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、被災者は、○年○月中旬頃に、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害（F4）」を発病したと意見している。

一方、請求人は、E大学F医師の意見に基づき、被災者は、その死亡直前である○年○月○日かその数日前すなわち同年○月上旬にうつ病を発病したものであり、仮に発病時期が同年○月中旬頃であったとしても、その後、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」から「大うつ病性障害・重度」へと病態が悪化して、同年○月上旬にうつ病を発病し、自殺に至ったものであると主張している。

(2) このため、当審査会としては、被災者の発病時期及びその疾病名等について検討する必要があると判断し、G医療機関特別顧問・H大学名誉教授 I 医師（以下「I 医師」という。）に精神医学的意見を求めたところ、I 医師は、○年○月○日付け被災者に関する精神医学的意見書を提出し、要旨、以下のように述べている。

「被災者の精神状態の変調の記録はこれまで○回ある。○回目は○年○月○日頃、仕事がうまくできないので死のうと J の橋まで行ったが死にきれなかったと請求人に語ったというものであるが、その前後での医療機関への受診歴はみられない。請求人の陳述による証拠ながら、事実とすれば初めての自殺企図である。

○回目は○年○月に上司の異動後負担が増えた結果、頭痛、寝汗、早朝覚醒などの症状が出現。K医療機関に同年○月○日に受診。適応障害との診断で抗不

安薬と睡眠薬の処方が出たが、受診は〇回きりであり、服薬もきちんとしたか疑問である。同医院は自宅からも勤務地からも離れたLにあり、何かの折に思い立って受診した可能性がある。〇回目、〇回目のエピソードとも単発的であり、ほどなく回復・寛解した適応障害と思われる。環境・状況の変化などによるストレス因後比較的短期間で発症し、短い経過で推移する適応障害の特徴・定義に合致しているからである。

〇回目の今回の不調に際しては受診の記録は見当たらず、糖尿病などの治療で受診していたM医院の診療録にも精神的な不調を訴えた記録はない。今回の不調は〇年〇月N部から本部のC課に異動後のものであり、特に明瞭になったのは〇年〇月ホームカミングデーの主任担当者になって以降ということができる。〇月末から一部の関係者の陳述に口数が減った云々の変化の指摘があり、〇月には近隣の人もそれに言及するなど範囲が広がるが、職場では〇月以降昼食が外食でなく弁当に変わったことや一部のやせの指摘以外認められていない。

一方、自宅では請求人に向かって仕事ができないと洩らして大汗をかく、風呂で大声を出すなどの異常が見られた由であるが、〇回目のエピソードと異なり被災者自身が受診の必要性を考えたふしはなく、請求人も受診を勧めた事実には認められない。

以上から言えることは、被災者の〇回にわたる精神的変調は同一のものであり、異動や慣れない仕事に適応できずに自律神経症状を中心とする抑うつ症状を生じ、短期間であっても希死念慮を生じやすい特徴が明瞭になる。診断的には軽い抑うつ症状を伴う適応障害というべきであり、うつ病と診断するのに必要な症状は揃っていないと言わざるを得ない。

適応障害の初発は〇年秋であり、今回はそれぞれが寛解後の〇回目の再発である。その再発時期は受診歴がみられないため確定しがたいものの、何等かの変化が周囲に察知された〇年〇月末から〇月初めと考える。

適応障害でも自殺は稀でないことが知られており、遺書にあるとおり被災者は負担な状況で“生きているのがしんどくなり”やすく、〇回目の〇年前の自殺企図歴のあと、今回は既遂に至ったものと考えられる。自殺企図歴はのちの自殺を容易にすることが知られているので、重視すべき事柄である。

専門部会の〇医師もうつ病の診断基準を満たしていないので、神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害（F 4）と診断しているのですが、同様な判断であるが、F 4で括るのはあまりに範囲が広過ぎて診断名としては不相当であると言わざるを得ない。F 4の中のF 4 3. 2 1「抑うつ反応を伴う適応障害」というべきである。またその発病時期を〇年〇月半ば頃としているが、被災者の言動の変化が周囲に気付かれたのはそれより少し前であった。したがって、被災者の適応障害の発病時期は遅くとも〇月初めとするのが正しいであろう。

また、F 医師の意見書は適応障害が悪化してうつ病を発病して自殺に至ったとの診断である。確かに適応障害が悪化してうつ病に至る経過は珍しくないが、既述した被災者の状態から〇年〇月の時点でも、うつ病の診断基準は満たさなかったと考える。さらに、うつ病の発病時期を〇月〇日から〇日とし、それをもって精神障害の発病時期としているのは、被災者のそれ以前の変化（適応障害）を完全に無視するもので、理解に苦しむ。またうつ病による自殺が初期や回復期に多いとしても、発病数日での自殺は稀有である。」

I 医師の上記意見は、被災者の過去からの病歴を丹念にたどりつつ、記録上認められる被災者の症状の変化や各医師の意見を踏まえたものであり、当審査会としては、妥当なものであると判断する。

したがって、被災者は、F 4 3. 2 1「抑うつ反応を伴う適応障害」（以下「本件疾病」という。）を、遅くとも〇年〇月初めに発病したものと認めることが相当であること、また、〇年〇月上旬に本件疾病が悪化したとは認められないと、当審査会としては判断する。

(3) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書(略)理由記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(4) 以上を踏まえて、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

請求人は、主な出来事として、①被災者がC課の課長補佐に昇進し、責任が重い立場となったこと、②当該昇進に伴い仕事内容に変化があり、時間外労働時間が増加していたこと、③〇年〇月〇日からの不慣れな海外出張後の連続勤

務、深夜労働及び長時間労働があったと主張するが、③は本件疾病発病後の出来事であるから、まず①及び②について検討した後、③の出来事を評価することができるか検討する。

ア 被災者の昇進（上記①の主張について）

被災者は、○年○月○日にC課の課長補佐に昇進しているところ、請求人は当該昇進に伴い、責任が重くなったと主張するが、被災者はその前年である○年○月から同課主任として勤務しており、決定書（略）理由に説示するとおり、職務・責任・業務内容・職場の人間関係について変化が基本的に認められないことから、その出来事は認定基準別表1の「自分の昇進・昇格があった」に当たり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とどまるものと認められる。

イ 仕事量の変化（上記②の主張について）

請求人は、課長補佐に昇進後、被災者がホームカミングデーに関する業務を担当することとなったところ、当該業務は被災者にとって初めての業務であって、長時間労働を強いられたものであり、この出来事は「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に当たるとともに、その心理的負荷は「強」に当たると主張する。

しかしながら、当該業務は、請求人にとって初めての業務であるものの、被災者の部下であるPが担当していた業務であって、課長補佐という職責からみて困難と認めることはできず、また、当該業務を被災者が担当するに当たっては、Pも協力していたと認められることから、決定書理（略）由に説示するとおり、連続勤務などその後の時間外労働の増加を踏まえても、その心理的負荷の総合評価は、「中」とどまるものと認められる。

ウ 特別な出来事（上記③の主張について）

請求人は、被災者は○年○月○日から同月○日までのQ国・R国出張後、死亡するまで1日も休まず働いており、死亡直近の1か月でみれば時間外労働時間数が160時間を大きく超えたとし、当該出来事は特別な出来事に当たると主張する。

しかしながら、前述のとおり、被災者が本件疾病を発病したのは、○年○月初めであって、当該出来事は本件疾病発病後の出来事であり、本件疾病の悪

化も認められないから主張の前提を欠くことに加え、請求人が主張する160時間には、Q国と日本の間を航空機で移動する時間や現地での観光のための時間が含まれており、当該時間を控除すると、随行として観光時間を評価したとしても115時間程度と160時間を大きく下回ることから、請求人の主張を認めることはできない。

#### エ 全体評価

以上のとおり、請求人の評価期間中の出来事は、「自分の昇進・昇格があった」、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」の2つであり、その心理的負荷の総合評価はそれぞれ「弱」、「中」であるから、その心理的負荷の全体評価は、「中」にとどまると判断することが妥当であり、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。